1　保管した工作物の名称又は種類、形状及び数量　船舶３艘
2　保管した工作物の放置されていた場所及び当該工作物を除却した日
⑴　保管した工作物の放置されていた場所　茨城県猿島郡境町金岡地先
⑵　当該工作物を除却した日　令和８年２月12日から令和８年２月16日
3　当該工作物の保管を始めた日及び保管の場所
⑴　当該工作物の保管を始めた日　令和８年２月12日から令和８年２月16日
⑵　保管の場所　茨城県古河市桜町４－８　国土交通省関東地方整備局　利根川上流河川事務所　古河出張所
4　その他　返還を受ける者は、氏名及び住所を証するに足りる書類を提示し、国土交通省関東地方整備局利根川上流河川事務所占用調整課に申し出ること。
5　問い合わせ先　埼玉県久喜市栗橋北二丁目19－１　国土交通省関東地方整備局　利根川上流河川事務所　占用調整課　電話0480－52－3960

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告

河川法に基づく工作物返還に係る公示

利根川水系利根川において河川法（昭和39年法律第167号）第75条第３項の規定に基づき措置した工作物について、当該工作物の所有者、占有者その他工作物について権原を有する者に対し、当該工作物を返還するため、同条第５項及び河川法施行令（昭和40年政令第14号）第39条の３第１項第２号の規定に基づき、公示する。

令和８年３月27日

関東地方整備局長　橋本　雅道